

の額に算入する。

第六十六条第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十六条の六第三項第一号中「限る。」の下に「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十
第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十六条の八第三項第三号中「又は各連結事業年度」を「若しくは各連結事業年度又は適格分社型分
割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改め
る。

第六十六条の十第一項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改め、同項第三
号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第六十六条の十一第一項中「運用される基金」の下に「又は信託財産」を加え、同項第四号中「金属鉱
業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項第五号を同項第六号とし、
同項第四号の次に次の一号を加える。

五 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法

第六十二条第一項に規定する負担金

第六十六条の十一の二の見出しを「（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の二第三項」に、「損金算入」を「損金算入等」に改め、同項を同条第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適

用する場合（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）とする。

第六十六条の十二第一項中「同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号」を「同法第二条第二項第二号」に、「計画が定められている」を「記載がある」に、「を受けたもの（同法第七条第五項の確認を受けたものに限る。）が、同法」を「同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「当該事

業再構築計画」の下に「当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画」を加え、「第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄」を「第十七条第二項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄)」に改め、「行つた場合」の下に「(産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄)」に改め、「行つた場合」の下に「(産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合)」を加え、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十二項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第五項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「で次の各号に掲げるものの当該各号に規定する認定」を「が指定期間に中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人のうち同条第一項に規定する中小企業者(同項第六号に掲げる者及び大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。)に該当する場合において、当該認定」に、「当該

各号に定める計画」を「同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画」に、「同条第十一項」を

「同条第九項」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する指定期間とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十七年三月三十「日までの期間とする。

第六十六条の十三第六項中「又は第七項」を「又は第六項」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十二項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第七項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「同条第六項中」を「同条第五項中」に、「第二項各号」を「第二項」に改める。

第六十六条の十四第一項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改める。

第六十七条の二第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「国税庁長官」に、「みたさない」を「満たさない」に改め、同条第三項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了し

た各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の八を次のように改める。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の八 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限

り、適用する。

- 3 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五第三項の表第二条第十号の項を次のように改める。

第二条第十号	会社の株主等	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
その会社	その投資法人	

第六十七条の十六第三項中「第六号」を「第八号」に改め、「（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定振替記載等がされていたものとして政令で定めるところにより証明がされた

ものに限る。」を削る。

第六十七条の十七第一項中「適格外国仲介業者から」の下に「開設を受けている口座において」を、「受けている分離振替国債」の下に「（当該外国法人がその所有期間を通じて振替記載等を受けているものに限る。）」を加え、「（当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間（第二号において「所有期間」という。）に対応する部分に限る。）」を「を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得」に改め、同項第一号中「その分離振替国債の保有につき」を削り、「最初に」の下に「分離振替国債の保有につき」を加え、同項第二号中「第五項及び第十二項」を「第七項及び第十四項」に改め、同条第二項中「前項の規定を適用する場合において、」を「外国法人が前項第一号の規定に基づき非課税適用申告書を提出している場合において、同項に規定する」に、「から」を「により」に改め、同条第四項第一号中「特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている」を削り、同項第一号中「もの」を「者」に改め、「第四号において「振替機関」という。」を削り、同項第四号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、法人税法第百三十
九条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する
ものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事
務所を有する者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長（次項
及び第六項において「税務署長」という。）の承認を受けた者をいう。

第六十七条の十七第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「外
国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替
記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当
該」を削り、「これらの分離振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、
これらの分離振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振
替記載等を受けた分離振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該分離振
替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場
合には、当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該分離振替国債の振替記載等を

受けた特定振替機関等)に対し」を加え、「当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの分離振替国債につき帳簿を備え、」を「当該分離振替国債につき帳簿を備え、当該」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの分離振替国債の」を「当該分離振替国債につき」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第七項及び第八項の」に、「第六項中」を「第七項中」「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と、第八項中「の提出をする」を「を提出する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「を、当該」を「を、当該非課税適用申告書を提出した」に、「他の特定間接口座管理機関から当該」を「他の特定間接口座管理機関から当該非課税適用申告書に係る」に、「又は当該」を「又は当該非課税適用申告書を提出した」に、「当該特

定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 税務署長は、前項第六号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第六号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められる」と。

一 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三 その者が第十一項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6 税務署長は、第四項第六号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと

認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

第六十八条の二の見出しを「（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第一項中「及び次項」を削り、同項に次の一号を加える。

四 同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のもので前事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の五十以下であるもの 当該事業年度（平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度に限る。）

第六十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十八条の二第一項第一号イ中「以上に相当する」を「を超える」に改め、同条第四項中「五千円」を「一億円」に改める。

第六十八条の二の四第四項中「五千万円」を「一億円」に改める。

第六十八条の三の七第三項第一号中「限る。」の下に「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の四中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改める。

第六十八条の九第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「平成十五年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項及び第十二項」に、「次条第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第十四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「」の項及び次項」を「この条」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで、第七項又は第八項」に、「又は租税特別措置法第六十八条の九」を「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項」

に、「」の款及び租税特別措置法第六十八条の九」を「」の款並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「まず同条」を「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「同項に規定する調整前連結税額から控除される金額又は同条第二項の規定により同項」を「これらの規定」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」を「（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第六項中「前三項」を「第十二項から前項まで」に、「計算その他同項及び第二項」を「計算、第一項の規定の適用を受ける連結事業年度以後の連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以

後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第五項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後のこと業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該適用を受けた事業年度後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第六十八条の九第四項を同条第十三項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、」を削り、「行う試験研究」の下に「大学と共同して行う試験研究」を加え、同項第六号中「第四十二条の四第三項第六号」を「第四十二条の四第十二項第九号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五 試験研究費割合 第二項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額（連結親法人又は当該連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）の合計額に対する割合をいう。

六 特別共同試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七 連結繰越税額控除限度超過額 第四項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第四項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

八 連結繰越税額控除限度超過額控除額 前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項に次の二号を加える。

十一 繰越中小連結法人税額控除限度超過額 第八項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における中小連結法人税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

十二 繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項」を「第一項から第四項まで」に、

「百分の十に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十一項第十一号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）」に、「控除する金額が」を「中小連結法人税額控除限度額が」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「当該控除する金額は」を「その控除を受ける金額は」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結

事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同